

平成21年度福岡市消費生活センター事業計画

○平成21年度予算 77,112千円（前年度68,652千円 8,460千円増）

1 消費者対策費 57,084千円（前年度47,183千円 9,901千円増）

(1) 消費者啓発

豊かな消費生活を実現できるよう、消費生活に関する知識の普及・啓発に努め、消費者意識の向上と自立を図る。

- ① 消費者講座（くらしの情報講座、くらしの体験講座など）
- ② 情報提供（消費生活情報誌「くらしのEYE」、緊急情報「消費生活かわら版」の発行、啓発資料配付、啓発ビデオ貸出）
- ③ 消費者団体育成（福岡県消費者協会及びNPO法人コンシューマー福岡へ助成）
- ④ 商品テスト（依頼テスト、共同商品テスト）
- ⑤ 消費者啓発地域支援事業（「消費者教育出前講座」「『悪質商法にNO！ご近所ボランティア』育成講座」の開催）
- ⑥ キャッチセールス等悪質商法被害防止対策（街頭キャンペーン、屋外看板の設置）

⑦ 「福岡県消費者行政活性化事業補助金」事業

- ・消費者啓発CM制作・放映委託（福岡県・北九州市と合同）
- ・消費者啓発情報紙作成・全世帯配布委託

(2) 消費者相談

消費者被害の防止・救済のため、消費生活に関する相談・苦情を受け付け、専門的な知見に基づいた適切な処理を行う。

① 消費者相談

- 一般相談：相談員8名 ※来所および電話相談
- 特別相談：法律相談（月2回）、多重債務法律相談（月2回）、クリーニング相談（月1回）
- 土曜電話相談：相談員4名 ※電話相談のみ（月2回）

② 「福岡県消費者行政活性化事業補助金」事業

- ・相談員レベルアップ事業
- ・相談コーナー改修工事設計委託

(3) 条例運用

悪質事業者の調査・指導（勧告・公表）等を行うことにより消費者被害の未然・拡大防止に努めるとともに、消費生活審議会を活用した消費者苦情の斡旋・調停などにより消費者被害の救済を図る。

2 センター管理運営経費 20,028千円（前年度21,469千円 1,441千円減）

基金造成による地方消費者行政活性化事業

150億円

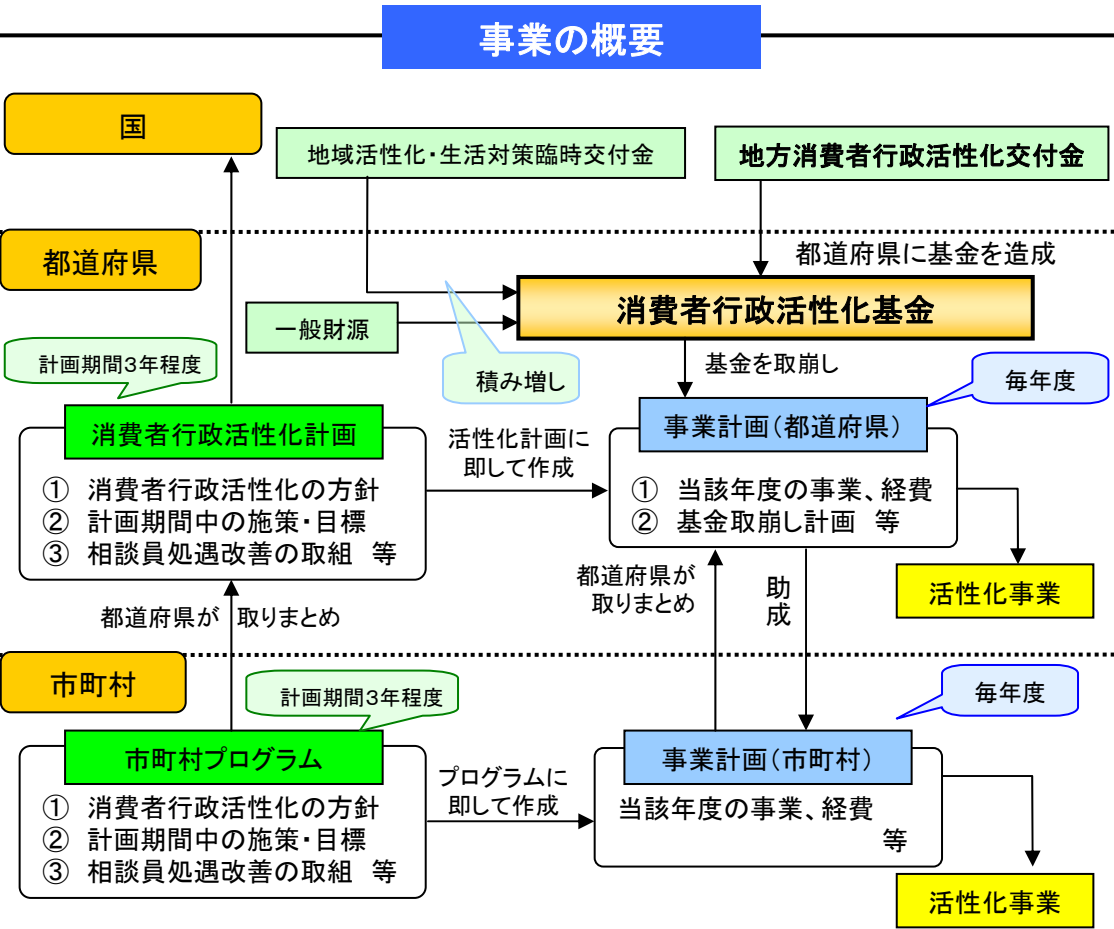
現状と課題

- 近年、消費生活相談業務の複雑化、高度化が進む中、消費者行政一元化の取組に伴い更なる相談の増加が見込まれる。
- こうした環境変化に対応し、国民の安心を確保していくためには、相談窓口の強化に早急に取り組む必要がある。

対応

- 今後3年程度を地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」とし、相談窓口強化等に取り組む地方公共団体を集中的に支援
- 地方消費者行政活性化交付金を活用し、今年度中に都道府県に基金を造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の事業を実施
- 地域活性化・生活対策臨時交付金等も活用し、都道府県独自の判断で基金の積み増しが可能
- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のための方針を策定した上で、計画的に推進

事業の概要



支援メニュー

- ① 消費生活センター機能強化事業
消費生活センターの設置・拡充 等
 - ② 消費生活相談スタートアップ事業
消費生活相談窓口の開設・機能強化
 - ③ 消費生活相談員養成事業
管内の消費生活相談を担う人材の養成
 - ④ 消費生活相談員等レベルアップ事業
相談員への研修開催、研修参加支援
 - ⑤ 消費生活相談窓口高度化事業
高度に専門的な消費生活相談への対応力向上
 - ⑥ 広域的消費生活相談機能強化事業
市町村が連携して相談事業を実施
 - ⑦ 食品表示・安全機能強化事業
食品表示・安全分野の対応力を強化
 - ⑧ 消費者行政活性化オリジナル事業
地域独自の消費者行政活性化の取組を支援
- その他、国民生活センターを活用した支援事業と一体となって地方消費者行政活性化を支援。